

返戻金制度

■ 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、6 か月以内に本人の都合による退職となった場合は、受領した紹介手数料から以下の規定に沿って求人者に対し返戻をします。ただし、返還請求は就職者が退職した日の翌月末日までに行うものとし、翌々月 1 日以降に申請があった場合は、理由の如何を問わず、紹介手数料の返還は対応いたしかねます。

入社日より 1 か月以内の退職	成功報酬の 80%を返戻いたします
入社日より 1 か月超 3 か月以内の退職	成功報酬の 50%を返戻いたします
入社日より 3 か月超 6 か月以内の退職	成功報酬の 10%を返戻いたします

なお、求人者と当社の有料職業紹介の契約において、上記と異なる定めをする場合があります。